

(別紙)

関 係 法 令

1 消防法（令和3年5月19日号外法律第36号による改正以後のもの）

5 (1) 第8条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める2以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

15 2 ないし5 （略）

20 (2) 第8条の2の2 第8条第1項の防火対象物のうち火災の予防止上必要があるものとして政令で定めるものの管理について権原を有する者は、総務省令で定めるところにより、定期に、防火対象物における火災の予防止に関する専門的知識を有する者で総務省令で定める資格を有するもの（次項、次条第1項及び第36条第4項において「防火対象物点検資格者」という。）に、当該防火対象物における防火管理上必要な業務、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の設置及び維持その他火災の予防止上必要な事項（次項、次条第1項及び第36条第4項において「点検対象事項」という。）がこの法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項に関し総務省令で定め
25 る基準（次項、次条第1項及び第36条第4項において「点検基準」という。）に適合しているかどうかを点検させ、その結果を消防長又は消防署長

に報告しなければならない。ただし、第17条の3の3の規定による点検及び報告の対象となる事項については、この限りでない。

2ないし5 (略)

5 (3) 第17条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

10 2及び3 (略)

2 消防法施行令（令和3年3月31日号外政令第137号による改正後のもの）

(1) 第1条の2

1 (略)

15 2 法第8条第1項の政令で定める2以上の用途は、異なる2以上の用途のうち別表第1(1)項から(15)項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該2以上の用途とする。この場合において、当該異なる2以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

20 3 法第8条第1項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

25 一 別表第1に掲げる防火対象物（同表（16の3）項及び(18)項から(20)項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第1(6)項ロ，(16)項イ及び（16の2）項に掲げる防火対象物

(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数(以下「収容人員」という。)が10人以上のもの

5 ロ 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項イ、ハ及びニ、(9)項イ、
(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあつては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。)で、収容人員が30人以上のもの

10 ハ 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項から(15)項まで、(16)項ロ及び(17)項に掲げる防火対象物で、収容人員が50人以上のもの

 二及び三 (略)

4 (略)

(2) 第4条の2の2 法第8条の2の2第1項の政令で定める防火対象物は、別
15 表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 収容人員が300人以上のもの

二 前号に掲げるもののほか、別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階(建築基準法
20 施行令(昭和25年政令第338号)第13条第1号に規定する避難階をいう。以下同じ。)以外の階(1階及び2階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第21条第1項第7号、第35条第1項第4号及び第36条第2項第3号において「避難
25 階以外の階」という。)に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段(建築基準法施行令第26条に規定する傾

斜路を含む。以下同じ。) が 2 (当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、1) 以上設けられていないもの

5 (2) 第 6 条 法第 17 条第 1 項の政令で定める防火対象物は、別表第 1 に掲げる防火対象物とする。

(3) 第七条 法第 17 条第 1 項の政令で定める消防の用に供する設備は、消火設備、警報設備及び避難設備とする。

2 前項の消火設備は、水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

10 一 消火器及び次に掲げる簡易消火用具

イ 水バケツ

ロ 水槽 (そう)

ハ 乾燥砂

ニ 膨張ひる石又は膨張真珠岩

15 二 屋内消火栓 (せん) 設備

三 スプリンクラー設備

四 水噴霧消火設備

五 泡 (あわ) 消火設備

六 不活性ガス消火設備

20 七 ハロゲン化物消火設備

八 粉末消火設備

九 屋外消火栓 (せん) 設備

十 動力消防ポンプ設備

3 第 1 項の警報設備は、火災の発生を報知する機械器具又は設備であつて、
25 次に掲げるものとする。

一 自動火災報知設備

一の二 ガス漏れ火災警報設備（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第2条第3項に規定する液化石油ガス販売事業によりその販売がされる液化石油ガスの漏れを検知するためのものを除く。以下同じ。）

5 二 漏電火災警報器

三 消防機関へ通報する火災報知設備

四 警鐘、携帯用拡声器、手動式サイレンその他の非常警報器具及び次に掲げる非常警報設備

イ 非常ベル

10 ロ 自動式サイレン

ハ 放送設備

4 第1項の避難設備は、火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備であつて、次に掲げるものとする。

一 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋その他の避難器具

15 二 誘導灯及び誘導標識

5 法第17条第1項の政令で定める消防用水は、防火水槽（そう）又はこれに代わる貯水池その他の用水とする。

6 法第17条第1項の政令で定める消火活動上必要な施設は、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備及び無線通信補助設備とする。

20

7 第1項及び前2項に規定するもののほか、第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等は、法第17条第1項に規定する政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設とする。

25

(4) 第11条 屋内消火栓設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 別表第1(1)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が5百平方メートル以上のもの

二 別表第1(2)項から(10)項まで、(12)項及び(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が700平方メートル以上のもの

5 三 別表第1(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1000平方メートル以上のもの

四 別表第1(16の2)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が150平方メートル以上のもの

10 五 前各号に掲げるもののほか、別表第1に掲げる建築物その他の工作物で、指定可燃物（可燃性液体類に係るものを除く。）を危険物の規制に関する政令別表第4で定める数量の750倍以上貯蔵し、又は取り扱うもの

15 六 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第1(1)項から(12)項まで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は4階以上の階で、床面積が、同表(1)項に掲げる防火対象物にあつては100平方メートル以上、同表(2)項から(10)項まで、(12)項及び(14)項に掲げる防火対象物にあつては150平方メートル以上、同表(11)項及び(15)項に掲げる防火対象物にあつては200平方メートル以上のもの

2及び4 (略)

20 (5) 第12条 スプリンクラー設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物（第3号及び第4号に掲げるものを除く。）で、火災発生時の延焼を抑制する機能を備える構造として総務省令で定める構造を有するもの以外のもの

25 イ 別表第1(6)項イ(1)及び(2)に掲げる防火対象物

ロ 別表第1(6)項ロ(1)及び(3)に掲げる防火対象物

ハ 別表第1(6)項ロ(2)、(4)及び(5)に掲げる防火対象物（介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外のものにあつては、延べ面積が275平方メートル以上のものに限る。）

5 二 （略）

三 別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ及び(16)項イに掲げる防火対象物で、地階を除く階数が11以上のもの（総務省令で定める部分を除く。）

四ないし九 （略）

10 十 別表第1(16)項イに掲げる防火対象物（第3号に掲げるものを除く。）で、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分（総務省令で定める部分を除く。）の床面積の合計が3000平方メートル以上のものの階のうち、当該部分が存する階

15 十一 前各号に掲げる防火対象物又はその部分以外の別表第1に掲げる防火対象物の地階、無窓階又は4階以上10階以下の階（総務省令で定める部分を除く。）で、次に掲げるもの

イ 別表第1(1)項、(3)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の階で、その床面積が、地階又は無窓階にあつては1000平方メートル以上、4階以上10階以下の階にあつては1500平方メートル以上のもの

20 ロ 別表第1(2)項及び(4)項に掲げる防火対象物の階で、その床面積が1000平方メートル以上のもの

25 ハ 別表第1(16)項イに掲げる防火対象物の階のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階で、当該部分の床面積が、地階又は無窓階にあつて

は1000平方メートル以上、4階以上十階以下の階にあつては1500平方メートル（同表(2)項又は(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存する階にあつては、1000平方メートル）以上のもの

5 十二 (略)

2ないし4 (略)

(6) 第21条 自動火災報知設備は、次に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものとする。

一 次に掲げる防火対象物

10 イ 別表第1(2)項ニ、(5)項イ、(6)項イ(1)から(3)まで及びロ、(13)項ロ並びに(17)項に掲げる防火対象物

ロ 別表第1(6)項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）

二 (略)

15 三 次に掲げる防火対象物で、延べ面積が300平方メートル以上のもの

イ 別表第1(1)項、(2)項イからハまで、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)及びニ、(16)項イ並びに(16の2)項に掲げる防火対象物

ロ (略)

20 四 別表第1(5)項ロ、(7)項、(8)項、(9)項ロ、(10)項、(12)項、(13)項イ及び(14)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が500平方メートル以上のもの

五及び六 (略)

25 七 前各号に掲げる防火対象物以外の別表第1に掲げる防火対象物のうち、同表(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階以外の階に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合に

あつては、一) 以上設けられていないもの

八及び九 (略)

十 別表第1(2)項イからハまで、(3)項及び(16)項イに掲げる防火対象物
(第3号、第7号及び第8号に掲げるものを除く。)の地階又は無窓階
(同表(16)項イに掲げる防火対象物の地階又は無窓階にあつては、同表(2)
項又は(3)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限
る。)で、床面積が100平方メートル(同表(16)項イに掲げる防火対象
物の地階又は無窓階にあつては、当該用途に供される部分の床面積の合
計が100平方メートル)以上のもの

十一ないし十五 (略)

2及び3 (略)

(7) 第24条 非常警報器具は、別表第1(4)項、(6)項ロ、ハ及びニ、(9)項ロ並
びに(12)項に掲げる防火対象物で収容人員が20人以上50人未満のもの
(次項に掲げるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これらの
防火対象物に自動火災報知設備又は非常警報設備が第21条若しくは第4
項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置さ
れているときは、当該設備の有効範囲内の部分については、この限りでな
い。

2 非常ベル、自動式サイレン又は放送設備は、次に掲げる防火対象物(次
項の適用を受けるものを除く。)に設置するものとする。ただし、これら
の防火対象物に自動火災報知設備が第21条に定める技術上の基準に従い、
又は当該技術上の基準の例により設置されているときは、当該設備の有効
範囲内の部分については、この限りでない。

一 (略)

二 前号に掲げる防火対象物以外の別表第1(1)項から(17)項までに掲げる
防火対象物で、収容人員が50人以上のもの又は地階及び無窓階の収容

人員が20人以上のもの

3 非常ベル及び放送設備又は自動式サイレン及び放送設備は、次に掲げる防火対象物に設置するものとする。

一 (略)

5

二 別表第1に掲げる防火対象物（前号に掲げるものを除く。）で、地階を除く階数が11以上のもの又は地階の階数が3以上のもの

三 別表第1(16)項イに掲げる防火対象物で、収容人員が500人以上のもの

四 (略)

10

4及び5 (略)

(8) 第32条 この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれ著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができる」と認めるときにおいては、適用しない。

15

別表第一

(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている

	<p>ものを除く。) その他これに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの</p>
(3)	<p>イ 待合、料理店その他これらに類するもの</p> <p>ロ 飲食店</p>
(4)	<p>百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場</p>
(5)	<p>イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの</p> <p>ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅</p>
(6)	<p>イ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する病院(火災発生時の延焼を抑制するための消火活動を適切に実施することができる体制を有するものとして総務省令で定めるものを除く。)</p> <p>(i) 診療科名中に特定診療科名(内科、整形外科、リハビリテーション科その他の総務省令で定める診療科名をいう。(2)(i)において同じ。)を有すること。</p> <p>(ii) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床又は同項第5号に規定する一般病床を有すること。</p> <p>(2) 次のいずれにも該当する診療所</p>

	<p>(i) 診療科名中に特定診療科名を有すること。</p> <p>(i i) 4人以上の患者を入院させるための施設を有すること。</p> <p>(3) 病院 ((1)に掲げるものを除く。)、患者を入院させるための施設を有する診療所 ((2)に掲げるものを除く。) 又は入所施設を有する助産所</p> <p>(4) 患者を入院させるための施設を有しない診療所又は入所施設を有しない助産所</p> <p>ロ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な要介護者」という。）を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第4項に規定する老人短期入所事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。）、同条第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設</p> <p>(3) 乳児院</p>
--	--

	<p>(4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児であつて、同条第4項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者（以下「避難が困難な障害者等」という。）を主として入所させるものに限る。）又は同法第5条第8項に規定する短期入所若しくは同条第17項に規定する共同生活援助を行う施設（避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。ハ(5)において「短期入所等施設」という。）</p> <p>ハ 次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ(1)に掲げるものを除く。）、老人福祉法第5条の2第3項に規定する老人デイサービス事業を行う施設、同条第5項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設（ロ(1)に掲げるものを除く。）その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第7</p>
--	--

	<p>項に規定する一時預かり事業又は同条第九項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター、児童心理治療施設又は児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第四項に規定する放課後等デイサービスを行う施設（児童発達支援センターを除く。）</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター、障害者支援施設（ロ(5)に掲げるものを除く。）、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援若しくは同条第15項に規定する共同生活援助を行う施設（短期入所等施設を除く。）</p> <p>ニ 幼稚園又は特別支援学校</p>
(7)	<p>小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの</p>
(8)	<p>図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</p>
(9)	<p>イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの</p> <p>ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場</p>

(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの
(12)	イ 工場又は作業場 ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ
(13)	イ 自動車車庫又は駐車場 ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫
(14)	倉庫
(15)	前各項に該当しない事業場
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階（（16の2）項に掲げるものの各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）
(17)	文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定によつて重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律（昭

	和 8 年法律第 4 3 号) の規定によつて重要美術品として認定された建造物
(18)	延長 5 0 メートル以上のアーケード
(19)	市町村長の指定する山林
(20)	総務省令で定める舟車

備考

一 二以上の用途に供される防火対象物で第 1 条の 2 第 2 項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が(1)項から(15)項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

二ないし四 (略)

3 消防法施行規則 (令和 2 年 1 2 月 2 5 日号外総務省令第 1 2 3 号改正後のもの)

(1) 第 4 条の 2 の 4 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検は、1 年に 1 回行うものとする。ただし、新型インフルエンザ等 (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 2 4 年法律第 3 1 号) 第 2 条第 1 号に規定するものをいう。第 3 1 条の 6 第 4 項において同じ。) その他の消防庁長官が定める事由により、その期間ごとに法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定による点検を行うことが困難であるときは、消防庁長官が当該事由を勘案して定める期間ごとに当該点検を行うものとする。

2 法第 8 条の 2 の 2 第 1 項の防火対象物の管理について権原を有する者は、前項の規定により点検を行った結果を防火管理維持台帳 (次の各号に掲げるものを編冊したものをいう。) に記録するとともに、これを保存しなければならない。

一 第 2 条の 3 第 5 項の甲種防火管理再講習の修了証の写し

一の二 第 3 条第 1 項、第 3 条の 2 第 1 項、第 4 条第 1 項、第 4 条の 2 第 1

- 項及び法第8条の2の5第2項の届出に係る書類の写し
- 二 次項の報告書の写し
- 三 第4条の2の8第2項の申請書の写し
- 四 第4条の2の8第5項又は第6項の通知
- 5 五 第31条の3第1項の届出に係る書類の写し
- 六 第31条の3第4項の検査済証
- 七 第31条の6第3項の報告書の写し
- 八 防火管理に係る消防計画に基づき実施される次のイからリまでに掲げる状況を記載した書類
- 10 イ 防火対象物についての火災予防上の自主検査の状況
- ロ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び整備の状況
- ハ 避難施設の維持管理の状況
- ニ 防火上の構造の維持管理の状況
- ホ 定員の遵守その他収容人員の適正化の状況
- 15 ヘ 防火管理上必要な教育の状況
- ト 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の状況
- チ 増築、改築、移転、修繕又は模様替えの工事中の防火対象物における防火管理者又はその補助者の立会いその他火気の使用又は取扱いの監督の状況
- 20 リ 大規模な地震に係る防災訓練並びに教育及び広報の状況（強化地域に所在する令第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物のうち、大規模地震対策特別措置法施行令第4条第1号、第2号、第13号、第14号及び第23号に規定する施設（大規模地震対策特別措置法第6条第1項に規定する者が管理するものを除く。）に限る。）
- 25 九 消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過1覧表
- 十 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な書類

3ないし5 (略)

(2) 第4条の2の6 法第8条の2の2第1項の総務省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 第3条第1項及び第3条の2第1項の届出がされていること。

5 一の二 令第4条の2の4に規定する防火対象物にあつては、法第8条の2の5第2項の届出がされていること。

二 防火管理に係る消防計画に基づき、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

10 三 法第8条の2第1項に規定する高層建築物又は令第3条の3に規定する防火対象物でその管理について権原が分かれているもの又は法第8条の2第1項に規定する地下街でその管理について権原が分かれているものうち消防長若しくは消防署長が指定するものにあつては、消防庁長官が定める事項が適切に行われていること。

15 四 法第8条の2の4に規定する避難上必要な施設及び防火戸について、適切に管理されていること。

五 法第8条の2第1項に規定する高層建築物若しくは地下街又は令第4条の3第1項及び第2項の防火対象物において使用する防災対象物品に、法第8条の3第2項、第3項及び第5項の規定に従つて、表示が付されていること。

20 六 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第1条の10第1項に規定するものを貯蔵し、又は取り扱っている場合（法第9条の3第1項ただし書に規定する場合を除く。）には、その旨の届出がされていること。

25 七 消防用設備等又は特殊消防用設備等が、消防庁長官の定めるところにより、法第17条第1項及び第3項、法第17条の2の5並びに法第17条

の3並びにこれらに基づく命令の規定に従って設置されていること。

八 法第17条の3の2の規定に基づき、届出を行い、検査を受けていること。

5 九 前各号に定めるもののほか、法又は法に基づく命令に規定する事項に関し市町村長が定める基準を満たしていること。

2 法第8条の2の2第1項の防火対象物であつて、次に掲げる防火対象物又はその部分については、前項の規定のうち、同項第1号から第3号までの規定以外の規定を適用しないものとする。

10 一 令第2条の規定により1の防火対象物とみなされるそれぞれの防火対象物のうち、令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されている部分が存しないもの

二 開口部のない耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。以下同じ。）の床又は壁で区画されている場合において、その区画された部分が令別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されていない場合における当該区画された部分

15 三 特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）第2条第1号に規定する特定共同住宅等（これに類する防火対象物であつて、火災の発生又は延焼のおそれの少ないものとして消防長又は消防署長が認めるものを含む。）の次に掲げる部分以外の部分

20 イ 令別表第1(5)項イ並びに(6)項ロ及びハに掲げる防火対象物の用途に供される部分

ロ イに掲げる部分から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路

以上